

広島県告示第千二百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
 令和五年八月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西栄薬局	大竹市西栄三丁目一番五号	令和五年七月一日
ゆめみらい歯科矯正歯科西条 医療法人社団裕穂会 さとう 歯科	東広島市西条町助実一一七二番地 二階	令和五年三月一日
訪問看護ステーション ヒノ キ	東広島市八本松南二丁目二番八号 東広島市西条中央五丁目七番八 二〇三号	令和五年五月八日
		令和五年四月一日